

自治会集会施設整備事業補助金の見直し（素案）について

＜自治会集会施設整備状況の現状＞

市では、自治会集会施設等の新築、増築、改築若しくは修繕又は購入に対し、予算の範囲内（年間 1,200 万円）で自治会集会施設整備事業補助金を交付しています。

しかし、自治会館の新築や購入等があった場合には、1 団体で年間予算額に達してしまうため、緊急を要する修繕等に対応することが出来ず、改善を求める声が寄せられています。

このため、これまで野田市自治会連合会と複数回にわたり、見直しの検討を重ねて参りました。

＜これまでの検討の経緯＞

【令和 3 年 11 月 16 日自治会連合会常任理事会】

市は、集会施設の長寿命化を図ることを推奨し、要望提出済団体に対しては個別対応を行う方針について説明

【令和 4 年 5 月 11 日自治会連合会常任理事会】

市は、見直し案の説明を行い、連合会に各自治会の意見とりまとめを依頼

【令和 5 年度 市⇄要望提出済団体】

要望提出済団体へ見直し案の説明を行い意見を伺うとともに、各団体へ準備状況等について聴き取り調査を実施

【令和 6 年 6 月 6 日 自治会連合会常任理事会】

市は、見直し案の修正内容を説明し、連合会は、修正内容及び及びパブリック・コメントを実施することについて了承

＜見直し案の修正について＞

この見直し案の修正は、現行制度の上限額と同様の金額となるものですが、補助事業完了後の次回申請までの期間を一部見直し、対象経費は 20 万円以上に引き下げ、設備修繕などの比較的小規模の修繕への対応も図るものです。

これにより、新築等への補助は現状を維持しつつ、施設のバリアフリー化や屋根の修繕などの大規模な修繕から、設備修繕などの小規模の修繕への対応も可能となり、100 万円未満の小規模な修繕では、次回申請までの期間の制限を無くすことで、より修繕の使い勝手の向上を図っております。

また、補助金上限の見直しによりまして、要望提出済団体への影響もなくなります。

＜受付方法の見直し＞

団体自身の自己資金計画を含め、整備計画が整った団体の要望を補助金交付の前年度に受付し、審査を行います。

①団体が補助金の交付を希望する前年度の提出期限までに、資金計画、団体の会員の総意状況、施設整備に必要となる書類などを添付した要望書の提出を受け、市で審査を実施します。

②複数の団体から要望書の提出を受け、予算額を上回ると見込まれる場合は、自治会館の建築経過年数や緊急性などを総合的に判断し、補助金交付団体を選考し、決定します。

※修繕箇所が異なり、修繕金額が 100 万円未満の場合には、随時申請が可能となります。修繕箇所や修繕内容が同一の場合には、事業完了後 5 年経過している事が条件となります。

◆現行制度

	新築等補助修繕費補助（共通）
補助率	6／10
補助金対象経費最低額	100 万円
補助金上限額	1, 200 万円
次回申請	事業完了後 10 年経過

◆見直し案（※現行制度からの変更箇所は、**太字部分**）

	新築等補助	修繕費補助
補助率	6／10	
補助金対象経費最低額	20 万円	
補助金上限額	1, 200 万円	
次回申請	事業完了後 30 年経過	対象経費 100 万円以上は、事業完了後 10 年経過後 100 万円未満の修繕は、随時申請受付 ただし、修繕が同一の箇所及び内容の場合は、事業完了後 5 年経過後